

総会決議についての鳥類保護委員会の考え方 鳥類保護委員会

日本鳥学会は、学会員から提起される鳥類保護に関する事案について、総会で討議・議決し、その結果を関係者・団体との協議・依頼等に活用しております。つきましては、ここに総会決議の採択基準や手順について、わかりやすい説明を記しておきます。

まず、総会決議が採択されるまでの手続きの段取りを説明します。今までにも「大会案内」の中でお知らせしていたように、手続き上2つの必要条件があります。

1つは、なるべく早く、遅くとも総会の開かれる6週間前までに、委員会宛の決議採択依頼状と決議文案を、鳥類保護委員会（鳥類保護委員長、連絡先不明の場合には学会事務局に問い合わせください）に文章で提出すること。これらの文章は、日付や依頼元・依頼先、連絡先などの書式を整えてください。提出前に、知り合いの保護委員等の学会員と相談していただくのもよいでしょう。

2つ目は、提案責任者の少なくとも1名が、できれば大会前日、必ず総会前日および総会当日に大会会場に来て、鳥類保護委員と直接打ち合わせることです。決議案を総会議題とする直前に、保護委員会および評議員会の議論を踏まえて、最終調整をし、総会資料を作成する必要があるからです。

最初の正式な依頼を受けてから、鳥類保護委員会が、依頼内容の妥当性、決議文案の適切さ（鳥学会の立場として）を検討し、必要に応じて、依頼者と情報交換や依頼内容・決議文案の内容の訂正を行います。この過程で、依頼内容を受託できない場合があります。学会前に、依頼内容が採択可能であると判断された場合には、学会として採択可能な内容であり、かつ決議をすることが有効だと考えられる最適な形にするよう、委員会内および提案者と相談して訂正を行います。総会決議案については、大会前日の鳥類保護委員会において出席委員が直接、最終の検討を加えます。

鳥類保護委員会ですらこうしたきちんとした議論をするためには、時間がかかります。大会6週間前までに提出というのは絶対の条件ではありませんが、ぜひとも必要と私たちが希望する時間です。

この案を、鳥類保護委員会の後に行われる評議員会に、鳥類の保護委員会からの提案として提出し、保護委員長が提案内容と採択経緯を説明します。鳥類保護委員会の提案を、評議員会において検討し、必要に応じて決議文案の内容にさらに修正を加えます。この段階で、評議員会において鳥類保護委員会の提案が否決される可能性もあります。

評議員会で採択を承認され、評議員会の訂正要求がある場合には、それにしたがって鳥類保護委員会と提案者が合意の上で総会までに修正を行い、資料を作成して総会出席者に配付し、総会の議決をうけます。通常、出席者の多数の拍手をもって採択とします。

次に、保護委員会で総会決議案として採択する基準について補足します。鳥類保護委員会が提案を採択するにあたって必要条件となることは、(1) 提案（責任）者=当事者

が明確であること、(2) 決議の提出先が明確でかつ適切であること、(3) 提案者が、総会決議を有効に活用して、その目的を達成する十分な実績と手段を有すると期待されること、(4) 提出先に要望する内容が明確であり、学会が決議として採択する適切性、科学的な根拠を得るための具体的な方法、あるいは方法の案があること、です。

(1)は、保護委員会が、特定の(1人の)方と直接・具体的に提案について検討することができるために必要です。

(3)~(4)は、学会決議が、今後、ますます社会的な価値のあるものとなり、後の学会員の活動の役にたつための準備でもあります。ただし、単純にこれはだめ、これはよいという基準は示せません。検討するときの考え方の基本となることは、学会というものが多様な考え方や価値観を科学的な方法によって検討・批判しあえる場であること、学会の活動の柔軟性および多様性を損なわないこと、です。科学というのは、この世界について一つの結論を導き出すような原理ではなく、共通の議論ができるための方法だと考えるとよいでしょう。学会は、それを実践する場の1つでしょう。

例えば、たいへん狭い地域の比較的小さい個体群の、日本全体で見るとそれほど特異的でないような鳥類や環境保護の問題であっても、要望する内容が具体的かつ妥当であり、鳥学会の活動の趣旨に沿うものであると判断されるなら、総会決議として採択する場合もあります。反対に、世界的に重要な環境や種と認められているものの保護に関する提案であっても、要望内容や説明が曖昧であったり尊大であったり特定の価値観に固執しているような場合には、採択できなかつたり、大幅な修正を提案することになるでしょう。大幅な修正が必要な場合には、鳥類保護委員会内と、委員会と提案者の間の議論に長い時間がかかります。また、鳥類保護委員が、個人的に、提案を促す場合もあります。

鳥類保護委員会は、過去の経緯も踏まえて、社会に対して責任のある自然科学者の団体として、また総会決議が「切り札」となりえるように、総会決議の課題ととも取り組んでいます。このような学会の仕組みをご理解の上で、ぜひ有効に活用してください。

2013年7月22日
鳥類保護委員会